

(案)

令和 7 年度自動車騒音常時監視業務委託仕様書

I 一般事項

1 業務の目的

本業務は、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、主要幹線道路における自動車騒音について、騒音レベルの測定を行うとともに、必要な評価を行い、那覇市内の自動車交通による騒音の状況を把握することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3 業務の概要

本業務の内容は概ね次のとおり。なお、詳細は「II 業務内容」による。

- (1) 面的評価支援システムの設定
- (2) 自動車騒音の測定及び面的評価
- (3) 市及び環境省への報告資料作成

4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）
- (4) 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日付け環水大自発 110914001 号環境省水・大気環境局長通知）（以下「処理基準」という。）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日環水大大第 1510301 号環境省水・大気環境局長）（以下「評価マニュアル」という。）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日環水大自発第 1510303 号環境省水・大気環境局自動車環境対策課）（以下「常時監視マニュアル」という。）
- (7) 面的評価支援システム操作マニュアル（以下「操作マニュアル」という。）
- (8) その他関係法令等

5 貸与する資料

本業務の遂行にあたり、本市（以下「委託者」という。）は受託者に以下の資料を貸与する。

- ①面的評価支援システム Ver. 5. 3. 0（環境省）
- ②住宅地図「Zmap-TOWN II」（株式会社ゼンリン）
- ③GIS エンジン ActiveMap for.NET Ver2.29(. accdb 対応）（株式会社カーネル）
- ④過年度に実施した面的評価の結果
- ⑤上記がインストールされているノートパソコン

6 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については、委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を得ずに許可なく第三者に譲渡、貸与又は公表してはならない。

7 主任技術者

受託者は、本業務における主任技術者を定め、委託者に届け出るものとする。主任技術者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

8 提出書類

受託者は、下記の書類を委託者に提出するものとする。また、本業務における作業項目について整理し、業務工程表を作成して委託者の承認を得るものとする。

- (1)業務着手届
- (2)主任技術者届、業務従事者届
- (3)業務工程表
- (4)業務完了届

9 打ち合わせ等

- (1)本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者は受託者と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、受託者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2)仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議するものとする。

10 土地への立ち入り

受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等を除去し、または、土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ委託者に報告するものとし、委託者の指示を受けて所有者の承諾を得るものとする。

11 成果品の検査

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を早急に提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、仕様書に定めのある場合又は委託者が指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。
- (3) 検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受託者は速やかに修補を行わなければならない。

12 適正な労働環境の確保

労働基準法その他の法令規則を遵守すること。

13 その他

- (1) 調査等に当たっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 受託者は、面的評価支援システム及び当該システムの稼動環境に改定等があった場合は、速やかに対応するものとする。
- (3) 受託者は、準拠する法令及びマニュアル等に改定等があった場合は、速やかに対応し、改訂後の法令及びマニュアル等に基づいて業務を行うものとする。

II 業務内容

1 面的評価支援システムの設定

受託者は、操作マニュアルに基づき、委託者が貸与するノートパソコン上で面的評価支援システムを稼働できるように設定を行う。

2 自動車騒音の測定及び面的評価

実施計画において令和5年度に面的評価を実施することとした評価区間（別表1）について、処理基準、評価マニュアル、常時監視マニュアルに基づき、騒音レベル、交通量、平均走行速度の測定等、面的評価支援システムの騒音設定を行うために必要な事項を、以下のとおり行う。

なお、測定地点の選定については、受託者が面的評価を行う上で最適と思われる地点を提案し、委託者と協議して決定するものとする。また、測定時期は土・日・祝日を除く平日とし、風雨や虫の声等自然音に影響されにくい日に実施するものとする。

(1) 騒音測定

① 道路近傍騒音レベル

道路近傍騒音レベルの測定は、観測時間を1時間単位とし、1時間毎24時間の連続測定とする。ただし、観測時間における交通量が一定以上で時間内の変化が小さい場合は、実測時間を10分間（時間交通量が600台/時の場合は20分間）以上としてもよい。測定する項目は以下のとおり。

なお、降雨時の測定は避け、風雑音や風切り音により測定値に影響がある場合は測定を中止すること。

- ・ 基準時間帯（昼間：6時～22時、夜間：22時～6時）の等価騒音レベル（LAeq）
- ・ 観測時間毎の等価騒音レベル（LAeq）、時間率騒音レベル（LA5/LA10/LA50/LA90/LA95）及び騒音レベルの最大値（LAmax）
- ・ その他面的評価の精度を確保するため、必要と認められる項目

② 背後地騒音レベル

背後地騒音レベルの測定は、道路近傍騒音レベル及び後述の交通量、平均走行速度の測定と同期して、昼間、夜間の観測時間帯のうち各2観測時間（実測時間10分以上）について行うこと。測定する項目は以下のとおり。

- ・ 等価騒音レベル（LAeq）
- ・ 時間率騒音レベル（LA5/LA10/LA50/LA90/LA95）
- ・ 騒音レベルの最大値（LAmax）

- ・その他面的評価の精度を確保するため、必要と認められる項目

(2) 交通量測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査と同期して、昼間、夜間の観測時間帯のうち各2観測時間（実測時間10分以上）について交通量の測定を行う。

- ・昼間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））
- ・夜間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））

(3) 平均走行速度測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、騒音調査と同期して、昼間、夜間の観測時間帯のうち各2観測時間について平均走行速度の測定を行う。測定はサンプル調査によるものとし、騒音測定の実測時間内に、上下別にそれぞれ10台程度の平均走行速度を調査する。

- ・昼間平均走行速度（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））
- ・夜間平均走行速度（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））

(4) 騒音設定

操作マニュアルに基づき、騒音調査の結果を面的評価支援システムに入力し、騒音設定を行う。

(5) 騒音推計（面的評価）

操作マニュアルに基づき、面的評価支援システムの騒音推計前及び騒音推計について設定し、各評価区間の面的評価を行う。

3 報告書作成

(1) 業務報告書

騒音等調査結果、評価方法及び評価結果等を取りまとめた報告書を作成する。報告内容は、処理基準、評価マニュアル、常時監視マニュアルに記載されている必要な事項を網羅していること。

(2) 環境省報告

環境省への報告が必要な事項について、自動車騒音常時監視結果報告要領に基づき、報告資料等の作成を行う。

(3) 面的評価支援システムのデータ

委託者が貸与するノートパソコンに、面的評価支援システムで作成するすべてのデータを保存し、システムを稼働できる状態で返却するとともに、別途電子媒体によりデータを提出すること。

(4) 成果品

本業務における成果品は下記のとおりとする。

成果品の提出方法

名称	備考	提出様式	部数
I 業務報告書		A4紙 及び CD-ROM	1部
1 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告	環境省指定の 様式に準じる		
(1)様式			
(2)詳細図（騒音測定地点の平面図・詳細図）			
2 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価			
3 写真資料集	写真はカラーとする		
II 環境省報告	環境省指定の 様式に準じる	CD-ROM	一式
1 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告			
(1)様式			
(2)GIS データ			
(3)詳細図（騒音測定地点の平面図・詳細図）			
2 その他報告事項			

別表 1 評価区間

番号	路線名	評価区間に関する情報			R3 交通センサス番号
		始点住所	終点住所	区間延長(km)	
1	那覇糸満線	那覇市首里 儀保町	那覇市首里 汀良町	1.0	40880-1
2	那覇糸満線	那覇市首里 汀良町	那覇市首里 崎山町	1.2	40890-1
3	那覇糸満線	那覇市真地	那覇市字上間	1.3	40890-2
4	県道 39 号線	那覇市泉崎 1 丁目 20	那覇市安里 2 丁目 4	2.0	60600-1
5	県道 153 号線	那覇市首里 大名町	那覇市首里 平良町	0.7	60950-1
6	宜野湾南風原線	那覇市首里 石嶺町	那覇市首里 儀保町	2.1	61940-1
7	那覇宜野湾線	那覇市字安里	那覇市字銘苅	2.0	62100-1
8	国場中央線	那覇市字真玉橋	那覇市国場	1.0	100141-1
9	松島松川線	那覇市松島	那覇市松川	1.4	100162-1

※上記 9 評価区間中、測定する地点は 7 地点です。